

足立区長
近藤 やよい 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 川 合 敏 様



足立区情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について（答申）

令和 4 年 7 月 2 8 日に審議を行った、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 1 項第 2 号に係る事項についての本審議会の意見は、下記のとおりです。

実施機関においては、本審議会の存在意義を十分に認識し、本答申に至る審議での質疑応答の内容をも鑑みて、本答申を最大限に尊重して事務事業を遂行していただきたい。

記

< 諮問事項及び審議会意見 >

〔諮問第 4 3 2 号〕

改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備

(1) 情報公開制度の運営に関する重要事項

[足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号]

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

[足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号]

審議会内に設置した小委員会での調査検討結果を踏まえ、別紙「足立区の個人情報保護制度のあり方について」のとおり答申する。

なお、委員の一名より以下の意見があった。

【意見】

現行の「足立区個人情報保護条例」では、機微情報の取得制限に関する規定やオンライン結合に関して個人情報保護審議会の関与を得る必要があるなど、「個人情報の保護に関する法律」の仕組みにはない独自の規定があり、足立区では、個人情報の取扱いについて、厳格に運用している項目があった。審議会小委員会の最終報告では、足立区がどうすべきか、審議会ができることについて、最善の内容となっているが、「個人情報保護に関する法律」の規定自体に懸念すべき点があることについて、地方自治体として表明すべきと考える。

以上

令和4年7月28日

足立区長

近藤 やよい 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会

会長 川合 俊樹

足立区の個人情報保護制度のあり方について

令和3年5月19日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）諮問第432号について、足立区情報公開・個人情報保護審議会で審議した結果、以下のとおり答申する。

1 総論

足立区の個人情報保護制度については、国の法制化に先立ち制定され、審議会や実施機関等の取組みによりその基盤が築かれてきた。この度の改正法の施行は、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、各地方自治体で規定している個人情報保護条例に替わる規律を整備したものである。

これまで足立区における個人情報保護制度は、事業実施前に区民や専門家に諮ることにより、透明性と個人情報保護を確保してきた。法改正後は区も法に則った対応が求められるが、今まで培った個人情報の保護対策に加えて、個人情報の運用を事前に内部評価するなど区独自のルールを充実させることにより、保護対策を万全のものとし区民の信頼に応えるものとすべきである。

2 論点の設定

個人情報保護委員会より公表された、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」等を検討した結果、以下のとおり論点を整理した。

- (1) 審議会の役割について
- (2) 要配慮個人情報について
- (3) 開示請求の決定期限について
- (4) 個人情報ファイル簿について
- (5) 特定個人情報保護条例について
- (6) 個人情報保護対策について

3 論点別の意見

(1) 審議会の役割について

審議会は外部の視点から個別具体的に審査する区の附属機関として長い歴史をもち、足立区における個人情報保護の運用に多大な貢献を果たしてきた。

しかしながら改正法施行に伴い、個人情報の取得、利用、提供などを類型的に審議会へ諮問する区独自の条例を定めることは認められない旨を国は示しているため、審議会に事前諮問することは困難となる。

とはいえ、改正法施行後においても、現状の足立区における個人情報保護の対策の水準を維持することは不可欠であるため、個人情報の恣意的な内部利用や、講じた個人情報保護対策を評価するなどの個人情報の漏えい等の事故を未然に防ぐ、新たな仕組みをつくる必要があると考える。具体的には、専門的知見を有する外部有識者が複数名加わる区内部組織（仮称・足立区個人情報保護評価委員会）を区独自に設置し、事業実施前に個人情報の取扱いを確認・評価することが望ましい。

(2) 要配慮個人情報について

改正法第2条第3項では要配慮個人情報として一定の情報を定義しているが、これに加えて第60条第5項の規定では、地方自治体は地域特性その他の事情に応じて、条例により要配慮個人情報を独自に定めることができるとしている。

区ではこれまで、特に配慮を要する情報として、①思想、信条及び宗教に関する事項、②人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、③犯罪に関する事項について、足立区個人情報保護条例第11条で収集を原則禁止してきたところ、これらの情報は全て改正法第2条第3項に規定されている要配慮個人情報に含まれており、足立区の地域特性その他の事情を考慮しても、区独自に条例で規定する必要性はないと考える。

(3) 開示請求の決定期限について

保有個人情報の開示請求に対する決定期限については、「足立区個人情報保護条例」で14日以内と規定し、短期間で情報公開を行い、透明性や区民サービスの向上に努めている。改正法はこれを30日以内と規定しているが、改正法の規定に反しない限り、決定期限を地方自治体が独自に定めることを妨げないとしている。

現行の区民サービスの水準を低下させることのないよう、決定期限は、これまで同様14日以内とすることが望ましい。

(4) 個人情報ファイル簿について

改正法第75条第1項の規定により、地方自治体は個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられている。

足立区は70万人弱の人口を有する自治体であり、多種多様な個人情報ファイル_をを有している。個人情報ファイル簿の正確性を担保するため、その作成方法や管理等について、改正法施行までに規則で規定することが望ましい。

(5) 特定個人情報保護条例について

足立区においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律」(以下「番号法」という。)の施行に合わせて、平成28年に「足立区特定個人情報保護条例」を制定し、特定個人情報の取扱いを規定した。

この度、番号法の改正も実施され、特定個人情報の取扱いについて、多くの部分で改正法の内容が適用された。改正法施行までに、内容が重複する部分を確認・整理することが望ましい。

(6) 個人情報保護対策について

改正法施行後は「相当の理由」がある場合に個人情報の内部利用が認められることとなり、個人情報の共有が進むと推測される。個人情報を安全に取り扱うため、区職員は個人情報の利用範囲や共有範囲について常に意識し、今まで以上に個人情報保護対策や法の解釈や運用について理解を深める必要がある。

区政情報課は、区の個人情報保護が十分に図られるよう、法に基づく個人情報の取扱いについて、職員向け研修の充実、内部評価委員会の活用や外部点検委託など通じて、定期的に確認できる仕組みを構築することが望ましい。

以上